

平成29年度

社会福祉法人 関市社会福祉協議会

事業計画書

社会福祉法人 関市社会福祉協議会



# 社会福祉法人 関市社会福祉協議会

## 平成29年度 事業計画

### 使命

関市社協は、地域で暮らす誰もが安心して住み続けられるよう、地域住民とともに、福祉による人づくり、組織づくり、まちづくりを推進する。

### 経営理念

- ①地域の生活課題や福祉課題の解決に、主体的・自律的に取り組む市民の育成を図るために、市民福祉教育を推進する。
- ②公益性の高い民間福祉団体として、安定した経営基盤の確立を図り、効果的・効率的で計画的な事業・活動を推進する。
- ③地域の誰もがともに手を携えて、安心・安全で豊かに暮らせる、福祉によるまちづくりを推進する。

## 1. 基本方針

わが国は、少子高齢・人口減少社会化が進む中、さらに経済社会の変化などにより、家庭、企業、地域社会等の相互扶助機能を急速に失っています。こうしたことが、深刻な福祉課題・生活課題を噴出させています。そして、私たちは、こうした課題に対して、既存の社会保障や社会福祉制度だけではもう十分に対応しきれない現状を認識しています。また、私たちのごく身近な地域でも様々な理由から日々の生活に悩み、困っておられる住民の方々がいらっしゃることを把握しています。

誰もが安心して生活を送るために必要不可欠なのが地域福祉です。地域福祉こそが、こうした方々を守る、最後のセーフティネットとなり得ると考えています。

地域福祉を推進する団体として社会福祉協議会は、地域における住民の生活と連帯を支える多様な仕組みづくりを進める一方、具体的な課題に対して、住民・ボランティアや同じ社会福祉法人・福祉施設をはじめ、地域のあらゆる組織・機関・企業等とも連携・協働を進め、より柔軟で多様な支援体制の構築に努めます。

また、公益性・公共性が高い社会福祉法人として、他では対応しきれない課題に対して、主体的・積極的に挑戦するとともに、社会福祉法人の経営管理などにおける説明責任を果し、社会的な理解と信頼を得ることにいっそう努めます。

## II. 重点施策

### 1. 社会福祉法人として、地域での公益事業・活動の展開

公益性の高い社会福祉法人として、制度や市場のみでは十分に対応できない地域の生活課題・福祉課題の解決や緩和に資する地域での公益事業・活動に、民間団体らしい創意と工夫をもって取り組みます。また、取り組みにあたっては、地域社会・住民等への情報発信とPRを強化するとともに、より意見が反映できる仕組みや事業・活動への協力・参画・協働が得られる体制をつくりま

### 2. 公共性の高い社会福祉法人として、組織・運営体制の強化

地域の住民をはじめ、社会福祉法人・福祉施設、自治会、民生委員・児童委員（協議会）、その他様々な団体・機関等の関係者によって構成された、極めて公共性の高い組織として、組織のガバナンス（統治：管理・監督機能）強化や経営・事業運営の透明性を確保し、また説明責任を果たすことによって、社会的な理解と信頼を高めていきます。

### 3. 生活困窮（経済的困窮・社会的孤立）者の自立支援

私たちの身近なこの地域にも、失業、虐待、DV（家庭内暴力）、けがや病気などが原因で生活に悩んでいる住民の方々がいらっしゃいます。今年度より生活困窮者自立支援法に基づく、自立相談支援事業と家計相談支援事業を始めることにより、こうした方々に寄り添い、丁寧に相談活動を進めることによって、その人が経済的・日常的・社会的に自立し、その人にふさわしい生活が送れるように支援をします。

### 4. 生活支援サービス事業の実施とお互いに助け合える地域づくり

加齢や病気・けがなどにより、日常生活上のちょっとした事でもできなくて困ることがあります。こうした困りごとに対し、住民ができる支援をこの事業で始めます。そのために、この事業に協力いただける住民（ボランティア）を養成します。この事業では、住民の困りごとを解消するとともに、誰もが困った時には気軽にSOSを発信でき、そのSOSをきちんと受け止められる地域、住民がお互いに自然と助け合える地域づくりをめざします。

### 5. 老人福祉センターでの介護予防事業の充実

高齢者の介護予防と社会的孤立を解消するために、老人福祉センターで運動、交流、学習などの機会を提供します。また、男性高齢者にも、これまでの人生経験を生かして活躍できる場を創出し、生きがいをづくりと介護予防につなげます。

### 6. 地域包括ケアの実現

これまでの3か年の地域包括支援センターの実績を活かし、さらに保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援していきます。また、社会福祉協議会らしく住民の助け合いによる小地域福祉活動やボランティア・市民活動と連携・協働しながら、包括的および継続的な支援（地域包括ケア）を実現します。

### Ⅲ. 事業計画

#### ■ 組織の経営・運営

##### 1. 健全、公正かつ透明性のある法人の経営、事業所の経営および指定管理業務を行います。

###### (1) 法人の運営

関市社会福祉協議会の使命と経営理念のもとに、関市民地域福祉活動計画の基本目標の達成に向けて役職員が一丸となり、社会福祉法人および社会福祉協議会としての存在意義を明示します。

###### (2) 事業者として「わかくさ介護ステーション」の経営

###### (3) 指定管理者として、5か所の老人福祉センター管理と事業の受託経営

- ・わかくさ老人福祉センター
- ・関市洞戸老人福祉センター
- ・関市武芸川老人福祉センター
- ・関市武儀老人福祉センター
- ・関市上之保老人福祉センター

###### (4) 関市中央第1地域包括支援センターの受託経営

3か年の受託経営の実績を生かして、より必要な支援をより有効に行うとともに、社会福祉協議会らしく地域のかや社会資源を活用した地域包括ケアに努めます。

##### 2. 関市民地域福祉活動計画の着実な推進に努めます。【平成28年度～平成32年度】

計画の基本目標ごとの指標に基づき、Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）のPDCAサイクルによって計画の達成状況を管理し、実効性を確保しながら施策を推進していきます。

##### 3. 丁寧な説明とアピール活動【20回以上予定】による、全世帯の会員加入を目指します。

さまざまな機会をとらえて、丁寧な説明と積極的なアピール活動を展開します。また、事業や地域活動への参加・参画を促し、さらなる理解促進を図ります。これにより、全世帯の会員加入を目指します。

《会費》	一般会員	年額	一口	800円以上
	賛助会員	年額	一口	3,000円以上
	特別会員	年額	一口	7,000円以上

##### 4. 社会福祉協議会のPRを強化します。

広報誌、事務局ニュースやホームページ等を有効に活用し、経営や事業周知のための情報発信のみならず、住民や福祉関係者の意見が反映できるような情報を収集するなど、相互に情報交換ができる仕組みづくりを行います。

##### 5. ネットワークづくりと人材育成の体制を強化します。

多様化・複雑化する生活課題・福祉課題に適切に対応し、新たなサービスの創出に向けて、関係団体・機関等とのネットワークづくりと、人材育成を進めます。

## 6. 社会福祉法人制度見直しを踏まえた組織・運営体制の強化。(重点事業)

組織のガバナンス（管理・監督機能）を強化するとともに、経営・事業運営の透明性を確保し、また説明責任を果たします。

## 7. 財源の確保に努めます。

新たな地域福祉のニーズに対応する事業推進のため、寄附の文化の醸成、他団体等との連携・協働や民間資金の活用を進めます。

## 8. 職員を適正に配置するとともに、明るい職場環境づくりに取り組みます。

## 9. 地域福祉を進める福祉団体・施設等の事業・活動を助成します。

## 10. 共同募金会事業への協力とこれの有効活用を進めます。

# ■ 福祉教育の推進・福祉意識の醸成

## 1. 地域福祉に関する啓発活動の推進

(1) 市民健康福祉大会とフェスティバルの開催

(2) 企業に対する福祉啓発と企業との連携・協働

(3) 福祉教育の推進

市民福祉教育のあり方の研究を継続して進めながら、実践方法（プログラム）の開発・提示をする。さらに、市民による市民福祉教育を進めるために、福祉教育サポーターの養成・活用にも取り組む。

(4) ボランティア・サマースクール、親子ボランティア体験の実施

# ■ ボランティア活動の活性化

## 1. ボランティアセンターの機能強化

(1) 市民活動センター等との連携を強化

登録団体の拡大と、他の登録団体との情報共有が出来る体制づくりを進める。

(2) ボランティア情報の収集・発信

メール配信等を活用し、ボランティア情報の発信先の拡大を図る。  
SNSを活用した情報共有（収集・発信）の場を広げる。

## 2. ボランティアセンター活動の推進

(1) 各種ボランティア養成講座の開催

点訳講座、手話講座を実施する。

(2) ボランティア活動の支援

相談機能、情報提供および連絡調整等の機能を強化し、ボランティア活動を支援する。

(3) ボランティア市民活動助成事業の実施

ボランティアセンター登録団体で、先駆的な・開発的な活動を行う団体に対し助成を行う。

(4) 関市ボランティア・市民活動連絡協議会の支援

関市ボランティア・市民活動連絡協議会のPR活動に協力するとともに、加入促進を支援する。

**3. 防災・災害時対応の強化**

(1) 災害ボランティアセンター運営マニュアルの見直し

被災地の経験を生かして、災害ボランティアセンター運営マニュアルを見直す。

**■ 地域を中心とした福祉活動の活性化**

**1. 生活支援サービス事業の実施**

既存のサービスで対応できない、日常生活上の軽微な困りごとに対して、地域住民が相互に助け合い、支え合う生活支援サービス事業を開始する。また、活動者（生活支援サポーター）を育成・確保するため、講習会等を開催する。

**2. 支部社協の組織強化**

(1) 支部社協たよりの発行支援

支部社協たよりを本会ホームページにも掲載し、広く地域の情報を発信する。

(2) 情報提供・研修会等の開催による活動支援

(3) 小地域住民福祉活動計画の策定

支部社協による「小地域住民福祉活動計画」の策定を支援する。

(4) 支部社協活動の拠点整備

支部社協活動の活性化に必要な活動拠点の整備を支援する。

(5) 地域委員会との連携

支部社協と地域委員会との事業や活動の役割を明確にして、連携を促進する。

**3. ふれあい・交流の場づくりへの支援**

(1) 友愛訪問事業の実施

(2) ふれあい会食・配食サービス事業の実施

(3) おせち料理配膳事業の実施

(4) ふれあい・いきいきサロン開催の支援

支部社協を中心に、より小地域での開催を支援する一方で、サロン活動を支える人材確保を図る。

(5) 子育て支援活動の推進

支部社協を中心に、地域の子育て中の親子が交流できる場である「すくすくランド」活動を推進する。

(6) 家族介護者交流事業の実施

気軽に参加できる「介護者の集い」を毎月開催する。また現在毎月開催されている「ぬくもりカフェ」を支援する。さらに支部社協、包括支援センターや社会福祉施設等と連携して、より小地域での開催を支援する。

(7) 地域介護者の集い

(8) 障がいのある人の交流の促進

「障がい者の集い」(年2回)と「障がい者サロン(ふらっとサロン:月2回)」で、障がいのある人の交流を促進する。

(9) 歳末ふれあい事業の実施

年末年始の時期に、地域の各団体・施設等が実施する福祉ふれあい事業に助成を行う。

### 3. 小地域活動の活性化

(1) 見守りネットワーク活動の展開

(2) 地域ふくし懇談会の開催

懇談会を開催することにより、地域の課題の共有と、住民の主体形成を図る。また、より有意義な内容とするため、事前研修を開催する。

(3) 地域ボランティア等の人材育成

小地域で活躍するボランティア活動者の発掘と育成をする。

(4) 自治会、民生委員・児童委員(協議会)との連携・協働

(5) 福祉委員活動の支援

小地域福祉活動の中核的な役割の徹底のために、支部社協単位で研修会を開催活動の支援を図る。

(6) 生活支援コーディネーターによる地域福祉活動の支援

地域包括支援センターのエリアごとに配置した生活支援コーディネーターが、地域の生活課題・福祉課題を整理しながら、介護予防・日常生活支援総合事業の推進および住民による地域福祉活動を支援する。

## ■ 利用者ニーズに応えられる福祉サービスの提供

### 1. 福祉サービスの充実

(1) 移送サービス事業の実施

福祉バス、福祉リフトバスの運行および福祉車輛貸出の業務を実施する。

(2) 車いす貸出事業の実施

在宅で療養している方に車いすを貸し出す。

(3) 老人福祉センター事業の充実(重点事業)

高齢者の健康増進、教養向上およびレクリエーション促進のための事業を実施する。なお、男性の利用者を増やすため、これまでの人生経験を生かした活躍の場を創出し、生きがいづくりと健康寿命の延伸を図る。さらに、「ロコトレ教室」や「健康づくり教室」で身体機能の維持または向上ならびに介護予防につなげる。

## 2. 介護保険サービスの充実

### (1) 居宅介護支援事業の実施

居宅介護支援事業所の経営(事業所: わかくさ介護ステーションせき、わかくさ介護ステーションにし、わかくさ介護ステーションひがし)

### (2) 要介護認定調査事業等の実施

関市および他市町村からの受託による要介護認定調査および予防ケアプランの作成

### (3) 訪問介護事業の実施

訪問介護事業の経営(事業所等: わかくさ介護ステーションせき、わかくさ介護ステーション洞戸出張所、わかくさ介護ステーション武儀出張所)

## 3. 障害福祉サービスの充実

### (1) 居宅介護事業の実施

居宅において、身体介護・生活援助および生活等に関する相談援助を行う。

### (2) 重度訪問介護事業の実施

重度の肢体不自由者で常に介護が必要とする方に対して、身体介護・生活援助および生活等に関する相談援助を行うとともに、移動中の介護を行う。

### (3) 同行援護事業の実施

視覚障がいにより、移動に著しい困難を要する障がい者に対し、外出時において移動の援助・身体介護・生活援助を行う。

## ■暮らしを支える相談・援助活動の推進

### 1. 生活困窮者の自立支援

#### (1) 生活困窮者自立支援事業の実施

生活困窮者が地域で自立して暮らしていけるよう、自立相談支援事業および家計相談事業を行い、相談者と共に既存の福祉制度・サービスの活用を進めるとともに、これらでは対応できない課題に対しては、新たなサービスの創設も念頭に入れた、自立支援を行う。

#### (2) 生活福祉資金貸付・小口資金貸付事業の実施

民生委員・児童委員の協力や指導のもとで、生活の再建を支援する。(県社協受託や独自事業による生活福祉資金貸付、小口貸付および小口緊急貸付)

#### (3) 歳末在宅配分事業の実施

歳末に生活困窮者世帯を中心に激励を行う。また、必要に応じて経済的困窮者を一時的に支援できる事業の検討を進める。

### 2. 福祉サービス利用者等の権利擁護

#### (1) 日常生活自立支援事業の実施

自分だけでは福祉サービスを利用することが困難な方に対して、福祉サービスに関する情報提供や利用手続きなどを行い、その人の日常生活を支援する。

## (2) 成年後見センターの運営

定期的な運営委員会を開催するとともに、地域の関係機関・団体とのネットワークを活かし、適切な運営のための体制整備を進める。また、成年後見制度の普及および研修事業を実施し、この制度に対する理解と活用を促進を図る。

## 3. 相談体制の整備

### (1) 生活なんでも相談事業の実施

福祉総合相談事業を発展改組し、日常生活上で困りごとや悩みごとを抱えた方に対して、ワンストップで相談・支援できる体制を整備する。そのために、相談機能を有するあらゆる事業との連携を強化する。

## 4. 地域包括ケア体制の構築に向けたセンター機能の強化

他の5つのセンターと連携しながら、地域包括ケア（住民のみなさんが、住み慣れた地域において、安心して尊厳あるその人らしい生活を維持できるよう、保健医療の向上および福祉の増進を包括的・継続的に支援すること）を実現するための中心的役割を担う。

### (1) 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント業務）の実施

### (2) 総合相談事業の実施

### (3) 権利擁護の実施

### (4) 包括的・継続的ケアマネジメントの実施

医療と介護、福祉が連携できる体制づくりや、個別ケア会議等を通じてケアマネージャーが自ら解決しているよう助言や支援を行う。

### (5) 多職種連携によるネットワークの構築

地域課題の把握・解決に向けた医療・保健・福祉の関係機関等がネットワーク構築や、民生委員児童委員協議会と連携し見守りネットワークの強化を図る。